

合併自治体への新たな財源措置を求める意見書

平成の大合併を行った合併自治体では、平成25年度末以降、普通交付税の算定替の終了を迎える自治体が急増し、今後、大幅な財源不足を生じることが見込まれます。そうした状況下で、内閣府地方制度調査会は今年6月、安倍晋三首相に『大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申』を行いました。その中では「『平成の大合併』により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変わった面がある。市町村の安定した財政運営を可能にするとともに、地域の実情を踏まえ、住民自治を強化するためにも、支所機能を適切に活用する等市町村合併による広域化を踏まえた財政措置を講じる必要がある」と述べられています。

平成17年に6市町村による合併を行った関市においても、これまで大幅に人件費を削減するなど、行財政改革に取り組み努力を続けてきましたが、その一方で、広域化した市域の周辺部となった地域で少子高齢化と人口減少が進行するなど、地域の疲弊がすすみ、極めて深刻な状況が生まれています。地域振興が大きな課題となっている中、住民と行政の協働を図り、住民福祉の向上と地域の活性化や持続的発展を目指して努力を続けていますが、そのために必要なのは財源であり、特例終了に伴う財源対策は喫緊の課題です。

よって普通交付税の算定替特例が終了する合併自治体への新たな財政措置を講じることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年10月7日

岐阜県関市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣